

## 暴風時の授業の取扱いに関する申合せ

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、暴風時における授業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(暴風警報発令の場合の授業の取扱い)

第2条 暴風による事故の発生を防止するため、暴風雨時の場合の授業の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 午前7時現在、沖縄本島の一部に暴風警報（以下「警報」という。）が発令されている場合（ただし、沖縄本島の周辺離島及び海上に発令された警報は除く。）は、午前中の授業は休講とする。ただし、午前10時までに警報が解除された場合は、3時限目から授業を行う。
- (2) 午前10時までに警報が解除されない場合は、当該日の全ての授業を休講とし、構内への入構を禁ずる。
- (3) 授業中に警報が発令された場合は、直ちに授業を中止する。
- (4) 警報発令時は、学生の身の安全を最優先し、授業の実施方法（対面・遠隔）にかかわらず、全ての授業を休講とする。
- (5) 警報発令によって休講となった授業の補講は、学年暦に定められた一斉補講日又は学長が指定する日時に実施する。
- (6) 警報発令によって中止となった定期試験は、原則として翌週の当該曜日及び時限に行う。
- (7) その他、この取扱い以外に緊急事態が生じた場合は、学長は速やかに適切な措置を講じるものとする。

(周知)

第3条 前条の周知については、ユニバーサルパスポート及び大学ホームページ等にて掲載するものとする。

(改廃)

第4条 この申合せの改廃は、全学教務委員会の議を経て、全学教務委員長が行う。

附 則

この申合せは、平成6年7月27日から施行する。

附 則（平成24年6月27日）

この申合せは、平成24年6月27日から施行する。

附 則（令和3年8月25日）

この申合せは、令和3年8月25日から施行する。

附 則（令和5年9月21日）

この申合せは、令和6年4月1日から施行する。